

平成25年6月12日
 三重県
 総務部 財政課
 連絡先 059-224-2216

平成25年度6月補正予算(その2)について

今回の補正予算は、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮して職員給与費を減じる一方、当初予算で一部計上を見送った退職手当について所要額の計上を行うものです。

【6月補正(その2)後の予算規模】

(単位:千円、%)

	24年度最終 補正後予算 額	25年度補正 前の額	6月補正額 (その2)	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	719,860,462	676,443,797	2,290,831	678,734,628	5.7	0.3
特別会計	145,372,778	181,755,229	24,424	181,730,805	25.0	0.0
企業会計	40,772,942	39,087,801	99,076	38,988,725	4.4	0.3
合計	906,006,182	897,286,827	2,167,331	899,454,158	0.7	0.2

一般会計の内容	2,290,831千円
---------	-------------

1 歳入

(1) 基金繰入金

2,290,831千円

基金繰入金について、財政調整基金で2,290,831千円を増額補正する。

2 歳出

(1) 人件費(職員給与費) 2,317,802千円

給与関係条例案に基づき特別職及び一般職の給与費を減額する一方、当初予算で一部計上を見送った退職手当について増額補正を行う。

○給与関係条例に基づく給与費の減額 5,223,237千円
給料：知事 10% (現行 30% 40%)、副知事 15%、危機管理統括監 10%、
教育長 10%、代表監査委員 10%、部長級 9.5%、次長級 8.0%、
課長級 7.5%、非管理職 5.9%・3.9%
管理職手当：10%

実施期間：平成25年7月～平成26年3月

○退職手当の増額 7,541,039千円

(2) 特別会計・企業会計への繰出金等 26,971千円

小児心療センターあすなる学園事業特別会計及び病院事業会計の人件費の減額に基づき一般会計からの繰出金等について減額補正を行う。

○小児心療センターあすなる学園事業特別会計への繰出金 18,077千円
○病院事業会計負担金 8,894千円

特別会計の内容	24,424千円
---------	----------

(1) 小児心療センターあすなる学園事業特別会計 18,077千円

給与関係条例案に基づき人件費(職員給与費)の減額補正を行う。

(2) 流域下水道事業特別会計 6,347千円

給与関係条例案に基づき人件費(職員給与費)の減額補正を行う。

企業会計の内容	99,076千円
---------	----------

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 水道事業会計 | 17,576千円 |
| 給与関係条例案に基づき人件費（職員給与費）の減額補正を行う。 | |
| (2) 工業用水道事業会計 | 12,900千円 |
| 給与関係条例案に基づき人件費（職員給与費）の減額補正を行う。 | |
| (3) 電気事業会計 | 13,229千円 |
| 給与関係条例案に基づき人件費（職員給与費）の減額補正を行う。 | |
| (4) 病院事業会計 | 55,371千円 |
| 給与関係条例案に基づき人件費（職員給与費）の減額補正を行う。 | |

給料：企業庁長 10%、病院事業庁長 10% 他は一般会計と同様。

(注) 給与関係条例案：「副知事等の給与の臨時特例に関する条例案」及び「知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」